

議会運営委員会記録

招集年月日	令和6年9月13日（金）
招集の場所	議員控室
開会	午前8時52分
出席者	委員長 平吹 俊雄 副委員長 櫻井 功紀 委員 山岸 三男 委員 柳田 政喜 委員 村松 秀雄 議長 鈴木 宏通
欠席者	
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 佐野 仁 企画財政課長 小林 誠樹 議会事務局長 伊藤 博人 次長 佐藤 俊幸
協議事項	9月会議、追加議案等について 1) 追加議案について 2) 議員発議（委員会条例の一部改正） 3) 陳情、要請等
その他	なし
閉会	午前9時18分

2号様式 協議の経過

平吹委員長	あらためましておはようございます。10時ちょっと早いですが、議会運営委員会を開催します。分科会審査たいへんご苦勞様です。会議のほうも来週18日までとなっております。 それでは早速ですが、当委員会委員全員出席でございますので、委員会は成立しております。最初に執行部からご説明をお願いします。
佐野総務課長	おはようございます。 追加議案といたしまして補正予算案1本と財産の取得について2本となっております。最初に一般会計補正予算のほうから説明させていただきたいと思います。
小林企画財政課長	おはようございます。よろしくお願ひいたします。 それでは議案第22号、令和6年度美里町一般会計補正予算第4号について、提案理由を御説明申し上げます。議案書2ページ、資料1ページをお開きください。 予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,036万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億9,186万1千円といたしました。 補正予算の細部につきましては事項別明細書のとおりでございますので、以下要点を御説明申し上げます。初めに歳出について御説明申し上げます。9ページ、10ページをお開き頂きたいと思います。 3款、民生費に1億6,036万2千円を追加いたしました。13、14ページになりますが、1項社会福祉費の社会福祉総務費、物価高騰対応重点支援給付金に1億5,962万円を追加しております。 次に歳入について御説明申し上げます。7ページ8ページになります。14款国庫支出金に1億6,036万2千円追加いたしました。12ページになります。2項国庫補助金、総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,036万2千円を追加しました。以上、補正予算の内容となります。どうぞよろしくお願ひいたします。
平吹委員長	ただいま議案第22号について説明ありました。何か。 (「委員長、確認です」の声) 休憩します。
	休憩 8 : 5 5 9 : 0 0 再開
平吹委員長	再開いたします。そのほかに何かありますか。 (「ありません」の声) 次に進みます。議案第23号。

佐野総務課長	続きまして議案 23 号、24 号について、あわせて説明させていただきます。最初に議案書 15 ページをお開き願います。 こちら議案第 23 号につきましては、美里町立美里中学校教材備品等の購入に係る財産の取得でございます。 続いて次のページ、16 ページにつきましては議案第 24 号、美里町立美里中学校施設用備品等の購入に係る財産の取得についてとなります。この 2 件につきましては、いずれも審査郵送方式による条件付一般競争入札を執行しております。その後、物品購入仮契約を締結しているものでございます。この仮契約の内容をもちまして物品購入契約の締結としたいことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容については以上でございます。
平吹委員長	ただいま議案第 23、24 号の説明ありました。最初に 23 号から。2 社しかないのかな、参加業者ね。 （「こっちは 1 社です」「教材の業者は少ないのか」の声） いいですか 23 号。 （「はい」の声） それでは、議案第 24 号。これは 1 社か。 （「事務機ならもっとありそうですけどね」の声） よろしいですか。（「はい」の声） それでは議案については執行部の皆さんご苦労様でした。総務課長。
佐野総務課長	分科会審査におきまして施策の成果の訂正がございました。それで昨日付けで正誤表のほう提出させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
平吹委員長	はい。ご苦労様でした。 （執行部退席） 続きまして（2）、議員発議について御説明をお願いいたします。
伊藤局長	それでは、私より議員発議、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。こちらにつきましては、令和 5 年度 3 月会議におきまして美里町課設置条例の一部改正が行われたところでございます。この改正によりまして徴収対策課が廃止されまして、当該分掌事務を税務課内に設置する徴収対策室に移行するという中身の内容の改正となっております。 これに伴い、美里町議会委員会条例の一部の改正も必要になったことから、今回の議員発議となります。こちらページをめくって資料の 2 枚目を御覧ください。 改正内容につきましては、第 3 条、常任委員会の名称、委員の定数

	及びその所管において、こちらの徴収対策課を削るものとなります。 今回の議員発議は議運の発議として、前回ですね、こちらの委員会条例の一部改正が行われた際と同様に、議会運営委員会の発議でよろしいかどうか、あとこちらの発議のタイミングにつきまして、9月会議最終日となる9月18日水曜日でよろしいかどうか、御協議をお願いいたします。また、条例改正の提出者につきまして前回と同様ですね、議会運営委員会の委員長が提出者となり、賛成者として議運の委員の皆様にご署名頂く内容がよろしいと考えてございます。こちらにつきまして御協議をお願いいたします。以上でございます。
平吹委員長	ただいま議発について説明ありました。これは10月1日から施行予定なんだね。下線を引いてあるところ税務課からなっているんだけど、ここは徴収対策課だけで駄目なんですか。
伊藤局長	今までの様式ですと通常の改正案文があって新旧対照表という形で付けていたのですが、こちらこのような形で新様式になったのですが、今までのような備考の「字句削る」とかの注釈がつかないものとなってございます。総務課の法令担当に確認したところ、前後の文脈、そこに下線を引いて、どこが変わったか分かるような形で改正前、改正後、表現するというので、今回このような表記としてございます。
平吹委員長	線が引いてあるから上のほうも変わっているのかと。 いいですか。（「はい」の声） これは当日、議発になるわけか。（「最終日」の声） 提出者が俺になるわけか。（「そう、そう」の声）
伊藤局長	はい。今日、議運が終わりましたら、署名をお願いいたします。
平吹委員長	よろしいですか。（「はい」の声） それでは、(3) 陳情要請等について、御説明をお願いいたします。
伊藤局長	それでは事務局から陳情要請等について御説明させていただきます。本日、御手元に配付させていただきました資料、陳情1件ございます。こちら件名につきましては、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いということで、提出者ですね、日本理科教育振興協会の会長からの提出ということでございます。
平吹委員長	ただいま、陳情について御説明ありました。 これはどうしますか。（「毎年だもんね」「配布のみでいい」の声） それではこれ、配布のみということでよろしいですか。 （「はい」の声）（最終日の議事日程について確認） そのほかございませんか。 （「ありません」の声） それでは議案のほうはないようです。その他…

鈴木議長	それでは、私のほうから。 今回の会議中に、質疑につきまして多数の御質疑を頂きまして、ちょっと中断することがございました。その質疑に際しても、各課またはその担当課にこういうことを話すということもなく、いろいろ進んだ結果ですね、30 分内外の中断をしながら、今回、会議がかなり延びたということもありましたので、ほかの議会等で行われているような事前通告的なこと、または内々にそういうお話を、こういうことを聞きますよってという話をしていける方向性、どのようにしたらいいのか、議運のほうでいろいろと検討していただければなと思っておりますので、ぜひこの部分に関しまして、会議をスムーズに進行するために、ぜひお計らいを頂きながら進めたいと考えますが、議運の皆様の御意見をいろいろと出していただきながら、今後でいいですので。 （「全部の質疑」の声） 全部の質疑。まあ、なければいけないの。それで事前通告、仮にしようとしても、なくてもできるような形を採りたいなど、大崎方式の形で。
平吹委員長	大崎広域は質疑も通告性になっているね。
鈴木議長	だから、ある程度数ね、四つ以上とか、ある程度制限を設けてもいいし、一つからやってもいいとは思っているんだけど、ならばそういうところも踏まえて、ちょっと御検討頂ければ、今後の議事運営に対して、執行部のそういう調整がうまく行けばいいかなと思っていますので。
平吹委員長	ほかではどうなっているの。
鈴木議長	市なんかは結構ほら議員さんから。（「多いね」の声） そういうことで通告制を採っているところが多い。町なんかはあまりしていない。
柳田委員	ただ、いいですか。実際にそういう質疑というのが、どこまで通告したらいいのかとか、線引きはきちっとしないと。文言的にもつくりにくい部分もありますし。だから正直言って、議員は質疑を事前に議案を渡されているんですから、質疑があるなというのは、議員自身が自覚してつくった際に、例えば細かい数字を聞いて時間とるなというのは認識できると思うんですよね。休憩とらざるを得ないような部分とか。それはだから事前に、総括質疑のときみたいな感じでどこを聞きますよという。
鈴木議長	例えば申し合わせ事項的に、文面には起こさないで、各議員の資質にいろいろ訴えるわけね。要は簡単に言えばね。

柳田委員	1 回それやって、どうしても同じように長い休憩が出るようであれば、やらざるを得ないと思うんですけど。ただ文言にするとしても、ちょっと線引きがはっきりしないと、文言は難しいところがある。
鈴木議長	文言という意味が、俺はよく俺は分からないんだけど。 質疑をするのに、文言を選択するというのは、議員の・・・
柳田委員	そうじゃなくて、だから条文にする際の、文言を作る際の線引きが、例えば質疑がある場合は、事前通告するっていうふうにできるものじゃなくて、するしないは本人に任せるとか、そういう曖昧な形だと線引きがはっきりしないところで文言を作るのは難しい。
鈴木議長	ここでその話、皆さんから意見を伺うんじゃないくて、これからしていただいて、どうしたらいいかを委員長を主体にして。
平吹委員長	今回、誰だった、長かったの。（「8 項目やった人もいるし」の声）
鈴木議長	止まる、止まらないもあったし、だから結局あの時間をかなり費やしてしまったのがあって、1 議案に対して 3 時間を要したというのものあるから。（「午前中ね」、「内容が内容だったんですから」の声）
平吹委員長	指定管理か。
鈴木議長	まあ、今回はね。今後もないとは。質疑数が増えているので。
柳田委員	ただ休憩をとるような質疑する人は、やっぱり事前に打合せ必要ですよ。私も事前にあれだけの質問があるから、準備を怠らないようにということで、ある程度の理屈っていうかも、事前準備ということで執行部とかにも話していますし。
鈴木議長	だから、そういう方はもちろんそのとおりだと思うし、この質疑に対して休憩はとらないだろうと思う、認識の方もおられる。
柳田委員	いや、それをだから自分で認識しなきゃ駄目なんですよ。
鈴木議長	だからそう思えない方もいるかもしれない。
柳田委員	それを 1 回、言ったらいいでしょう。
鈴木議長	だから、そういうところの共通認識を持っていただければありがたいけれども。だからそういうところを踏まえて、在り方について今までどおりやって、再度こういう課題が出た場合は。
柳田委員	まあ、いま今っていうんじゃないくて。
鈴木議長	だから、こういうふうに考えていったらどうですかっていう御提案だからね。今すぐ結果を出すわけじゃないから。

柳田委員	いや、何で反対したかっていうと、議案に対して質疑していくというのは、議員としてある程度の戦略的な部分もあって、わざとそういう休憩をとるような質問をすることによって、みんなで一旦考えてもらって、議決の際には皆さんそれぞれ考えたので採決してほしいっていう場合も、今までなかったわけじゃないですよ。
鈴木議長	それは戦略、戦略でいいと思うんですが、今後どのようにしていくかの考え方を皆さんで話し合いをしていただければと。
柳田委員	変に制限するべきじゃないと思うんですけどね。
櫻井委員	休憩時間が長くて、議事進行がスムーズにいかないでしょう、休憩、休憩って。だから、少し考えなければならぬんじゃないかな、議長が言ったとおりにさ。このところ、ここを聞くよ、それでいいんじゃないかな。
柳田委員	ちょうどいいと思いますよ。
鈴木議長	いや、だから今日でなくていいから検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
柳田委員	一定程度、それでは議員のほうの資質の問題だけでなく、執行部のほうの回答能力の資質があると思うんですよ。スムーズに答えられるような部分で休憩とることが多いです。
鈴木議長	ただ、その中で資料として持ち合わせがあればいいんですけども。
平吹委員長	以上で終わります。
櫻井副委員長	9月会議もあと3日となりましたので、スムーズな議事進行への御協力をお願い申し上げます。 それから今、最後に議長のほうからお話ありましたが、余りにも休憩時間が多いっていうのはね、答弁次第だと思うんですけども、今後これも議運の中で検討していかなきゃないなと思います。 本日はどうもありがとうございます。
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月13日

議会運営委員会

委員長